

相模原市特定非営利活動促進法施行条例及び個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市特定非営利活動促進法施行条例及び個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 5 月 13 日提出

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市特定非営利活動促進法施行条例及び個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例

(相模原市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第 1 条 相模原市特定非営利活動促進法施行条例(平成 24 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「公告、」を削り、同条中「公告、インターネットの利用による」を削る。

第 4 条中「第 10 条第 3 項」を「第 10 条第 4 項」に改める。

第 7 条第 2 項中「及び第 3 項」を「から第 4 項まで」に改め、「公告、インターネットの利用による」を削る。

第 13 条第 2 項中「及び第 3 項」を「から第 4 項まで」に改め、「公告、インターネットの利用による」を削り、「補正について」の次に「、それぞれ」を加える。

第 29 条第 1 項中「並びに」を「、」に改め、「第 52 条第 4 項及び」の次に「第 5 項並びに」を加える。

(個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部改正)

第2条 個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例(平成24年相模原市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第314条の7第3項」を「第314条の7第12項」に改め、同条第3項中「公告し、及び」を削り、「利用」の次に「その他の方法」を、「書類」の次に「(同項第1号に掲げる書類については、これに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)」を加え、「1月間」を「2週間」に改め、同条第4項中「前項」を「第3項」に改め、「公告、」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定による公表は、指定があった日又は次条第1項の規定による指定のための必要な手続を行わないこと若しくは指定がされないことが決定した日までの間、行うものとする。

第4条第1項第5号中「これ」を「これらの書類(これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)」に改め、同項第6号ア中「もの」の次に「(これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)」を加える。

第5条中「第314条の7第3項」を「第314条の7第12項」に改める。

第10条第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において同項の書類を閲覧させるときは、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

第12条に次の1項を加える。

6 指定特定非営利活動法人は、第4項の書類を閲覧させ、又は前項の書類を公表するとき、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

第13条第1項本文中「書類」の次に「(同項第2号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。)」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該書類のうち特定非営利活動促進法第29条又は第55条第1項の規定により既に市長に提出されているもの及び既に市長に提出されている前

条第2項第1号に掲げる書類からその内容に変更がない場合における同号の書類については、この限りでない。

第14条中「これ」を「これらの書類(これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)」に改める。

第20条第2項第5号及び第22条第2項中「第10条第4項」を「第10条第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月9日から施行する。ただし、第2条中個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例第3条第1項及び第5条の改正規定は、公布の日から施行する。
(個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第2条の規定による改正後の個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例(以下「新条例」という。)第3条第3項から第5項までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第3条第1項の申出書の提出があった場合について適用し、施行日前に第2条の規定による改正前の個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例第3条第1項の申出書の提出があった場合については、なお従前の例による。
- 3 新条例第13条第1項の規定は、施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

提案の理由

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(令和2年法律第72号)による特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)の改正に伴う特定非営利活動法人の設立、定款の変更及び合併の認証申請がされた際の公表に係る規定の改正並びに同法の条項を引用する規定の整理、同法の改正を踏まえた個人の市民税の控除対

象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の申出、指定のために必要な手続を行う基準等、事業報告書等の閲覧等、申出書の添付書類及び役員報酬規程等の閲覧等並びに役員報酬規程等の提出及び公開に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 57 号関係資料

相模原市特定非営利活動促進法施行条例及び個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正(第1条関係)

特定非営利活動法人の設立、定款の変更又は合併の認証に係る申請がされた際の公告に係る規定を削除するもの

(2) 個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部改正(第2条関係)

ア 個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(以下「指定特定非営利活動法人」という。)の指定の申出がされた際の公告に係る規定を削除するとともに、公衆の縦覧に供すべき書類から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くこととし、当該書類の縦覧期間を1月間から2週間に短縮するもの

イ 指定特定非営利活動法人の指定の申出がされた際の公表は、指定があった日又は指定のための必要な手続を行わないこと若しくは指定がされないことが決定した日までの間、行うこととするもの

ウ 指定特定非営利活動法人が個人の住所又は居所に係る記載のある書類の閲覧をさせる際又は公表をする際に、当該記載に係る部分を除くことができることとするとともに、市長が指定特定非営利活動法人から提出を受けた書類の閲覧又は謄写をさせる際に、当該記載に係る部分を除くこととするもの

エ 指定特定非営利活動法人が毎事業年度1回、市長に提出する書類について、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類の提出を不要とするとともに、役員報酬又は職員給与の支給に関する規程について既に市長に提出されている内容から変更がない場合は、その提出を不要とするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和3年6月9日

(2) 個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部改正に伴う経過措置

ア 1(2)ア及びイに係る規定は、令和3年6月9日以後に指定の申出書の提出があった場合について適用し、同日前に指定の申出書の提出があった場合については、なお従前の例によることとするもの

イ 1(2)エに係る規定は、令和3年6月9日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、同日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例によることとするもの

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 5 月 1 3 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
相模原市介護保険条例の一部を改正する条例(令和 2 年相模原市条例第 4 5 号)を
次のように改正する。

附則第 3 項中「附則第 5 条」を「附則第 6 条」に改め、「納期」の次に「(以下「納期」という。)」を、「徴収する日」の次に「(以下「徴収日」という。)」を加え、「、当該」を「当該」に、「除く。)」を「除き、令和 2 年度分にあつては令和 3 年 2 月 1 5 日から同年 3 月 3 1 日までの間に第 1 号被保険者の資格を取得したことにより納期が同年 4 月 1 日から同年 5 月 3 1 日までの間にある保険料を含む。)並びに令和 3 年度分の保険料であつて、納期又は徴収日が同年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間にあるもの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた納付義務者に対する介護保険の保険料の減額又は免除の特例に関する経過措置に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 5 8 号関係資料

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例の改正の概要

1 改正の内容

介護保険の保険料の減額又は免除の特例に関する経過措置に係る規定の改正
(附則第 3 項関係)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた納付義務者に対する保険料の減額又は免除の特例の対象について、令和 2 年度分の保険料であって、令和 3 年 2 月 1 5 日から同年 3 月 3 1 日までの間に第 1 号被保険者の資格を取得したことにより納期が同年 4 月 1 日から同年 5 月 3 1 日までの間にあるもの及び令和 3 年度分の保険料であって、納期等が同年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間にあるものを追加するもの

2 施行期日

公布の日

監査委員の選任について
次の者を、本市監査委員に選任したいので同意されたい。

令和 3 年 5 月 13 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
	古 内 明	

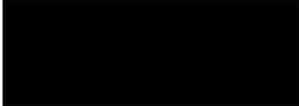
提案の理由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要による。

監査委員の選任について
次の者を、本市監査委員に選任したいので同意されたい。

令和3年5月13日提出

相模原市長 本村賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
	桜井はるな	

提案の理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、議会の同意を得る必要による。